

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民及び事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の形成に対する市民及び事業者の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、男女共同参画社会の推進に関し、次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている市民及び事業者とする。

- (1) 自治公民館その他の地域活動で男女が対等な構成員として社会参画に努めること、男女の固定的役割分担意識の是正に努めることその他の男女共同参画社会の実現に向け貢献する取組
- (2) 一人ひとりの個性と能力が発揮される機会を確保するための能力開発、人材育成等又は家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に貢献する取組
- (3) その他男女共同参画社会の実現に努め、及び貢献する取組

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合は、原則として表彰の対象としない。

- (1) 同一の取組内容で既にこの表彰を受賞したもの
- (2) 罰金以上の刑に処せられたもの。ただし、刑の言渡しの効力を失われたものとされたものを除く。

(応募又は推薦)

第4条 表彰は、対象者からの応募又は第三者からの推薦があったもののうちから選考し、行うものとする。

2 前項の応募及び推薦は、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙（別記様式）を提出することにより行うものとする。

(表彰の基準)

第5条 表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）の選考基準は、別表に定めるところによる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、被表彰者を決定しようとするときは、倉吉市男女共同参画推進市民会議に諮問し、その意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、倉吉市男女共同参画推進月間に被表彰者に対し、表彰状を贈呈してこれを行う。

2 市長は、表彰状の贈呈にあわせて、予算の範囲内で記念品を添えることができる。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者を表彰したときは、広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。